

天龍興讓高等学校

学 則

学校法人どんぐり向方学園

第1章 総則

(目的)

第1条 本校は、教育基本法及び学校教育法に基づき中学校教育の基礎の上に、子ども一人ひとりに存在感があり、真心と思いやりを大切にし、個々の人間性を高め、生きる力を育む教育を実践し、人間としての尊厳・人間性を重視した子どもの健全育成に寄与することを目的とする。

(名称及び位置)

第2条 本校は天龍興讓高等学校といい、その位置は長野県下伊那郡天龍村神原3974番地に置く。

第2章 修業年限、収容定員、学年、学期及び休業日等

(修業年限)

第3条 本校の修業年限は、3年以上とする。

(課程及び学科)

第4条 本校の課程および学科は、次のとおりとする。

通信制課程（単位制による課程）普通科

(対象とする区域)

第5条 本校に収容する生徒は、長野県及び愛知県、神奈川県に居住する者とする。

(収容定員)

第6条 収容定員は、50名とする。

(学年)

第7条 学年は、4月1日に始まり、翌年の3月31日に終わる。

(学期)

第8条 学期を次の学期に分ける。

前期（第1学期） 4月1日から9月30日まで

後期（第2学期） 10月1日から3月31日まで

- 2 前項の規定にかかわらず、特に必要な場合は、各学期の終了日及び開始日を変更することができる。

(休業日)

第9条 休業日（授業を行わない日）は、次の各号のとおりとする。

(1) 日曜日

(2) 土曜日

(3) 国民の祝日に関する法律第3条（昭和23年法律第128号）に規定する休日

(4) 学園記念日 5月1日

(5) 春季休業、夏季休業、冬季休業については、校長が定めた日

- 2 前項の規定にかかわらず、特に必要な場合は、休業日を変更し又は臨時に休業日を定めることができる。

- 3 非常変災その他急迫の事情があるときは、随時に授業を行わないことがある。

第3章 入学、退学、転学及び休業等

(入学資格)

第10条 本校の第一学年に入学することができる者は、中学校を卒業した者とする。

(転入学、編入学資格)

第11条 本校の転入学できる者は、前条に規定する資格を有した者とする。

(入学出願手続)

第12条 前条の規定により入学を志願する者は、入学願書に別に指定する書類に入学検定料を添えて、本校に提出しなければならない。

2 入学願書の受付期間は、別に定める。

(入学許可)

第13条 学校長は、前条に規定する入学志願者につき合格者を決定し、入学を許可する。

(入学手続)

第14条 入学の許可を受けた者は、指定の期日までに、所定の書類を提出し、入学金並びに前期分の授業料を納付しなければならない。

2 正当な理由なく前項の手続をしない者は、入学を許可しない。

(転学)

第15条 生徒が、他の学校に転校しようとするときは、所定の書類にその事由を明らかにし、保証人において届け出て、承認を得なければならない。

2 前項によりその願い出があった場合、当該学校長はこれを許可する。

(退学)

第16条 生徒が、退学しようとするときは、所定の書類にその事由を明らかにし、保証人において届け出て、承認を得なければならない。

(再入学)

第17条 生徒が第13条及び前条の規定により転学又は退学した者が再入学を願い出たときは、その事由により許可することがある。

(休学)

第18条 病気その他やむを得ない事由のため休学を希望する者は、所定の書類にその事由を明らかにし、必要書類を添え、保証人において願い出て、許可を得なければならない。

(復学)

第19条 前条の規定により、休学中の生徒が復学しようとするときは、所定の書類にその事由を明らかにし、必要書類を添え、保証人において願い出て、許可を得なければならない。

第4章 普通科課程、単位の取得及び卒業の条件等

(普通科課程)

第20条 本校の普通科課程は、別表に定める各教科並びに特別教育活動及び学校行事等により編成する。

(単位の取得)

第21条 各教科・科目及び総合的な学習の時間における単位の取得の認定は、本校が定める

指導計画に従い、各教科、科目を履修し、その成果が教科及び科目の目標からみて満足できると認められた場合に履修した単位を認定する。

また、前籍校において一部の単位を修得した場合、また、技能教育のための施設で教育を受けた場合は、当該高等学校における教科の一部の履修とみなすことができる。

2 取得の条件

- (1) レポートの必要通数を全部提出し、合格基準を満たすこと
- (2) スクーリングの必要時間数を満たすこと。
- (3) テストを受けて合格すること

(卒業の条件)

第22条 本校において3年以上教科、科目を履修する。また、必履修の教科・科目を全部履修し、74単位以上を習得し、本校所定の全課程を修了したと認められるときは、卒業証書を授与する。

- 2 途中から転入学、編入学の場合には、前在籍校に6ヶ月以上在籍し、通算して3年以上教科科目を履修すること。在籍校で74単位以上取得している場合でも、本校に6ヶ月以上在籍し、10単位以上（総合的な学習、課題探求Ⅲは必須）を習得すること。

第5章 保証人

(保証人)

第23条 保証人は、次の各号に掲げる者とする。

- (1) 親権者、後見人
 - (2) 兄姉、縁故ある者
 - (3) 成年者で独立の生計を営む者
- 2 保証人は、生徒の生活と教育に関する一切の責任を負うものとし、常に学校教育活動に協力しなければならない。

(保証人の変動)

第24条 保証人が転籍、転居または氏名を変更した時、その他一身上に変動が生じた場合は、すみやかに届け出なければならない。

- 2 前項の変動が死亡、失そう又は禁治産もしくは破産等にかかるものであるときは、あらためて保証人を定めなければならない。
- 3 保証人が適当でないと認められるときは、変更させることがある。

第6章 教職員

(教職員)

第25条 本校に次の教職員を置く。

- | | |
|----------|------|
| (1) 校長 | 1名 |
| (2) 教頭 | 1名 |
| (3) 教諭 | 4名以上 |
| (4) 養護教諭 | 1名以上 |
| (5) 実習助手 | 1名以上 |

- (6) 事務職員 1名以上
- (7) その他の職員 学校医、学校歯科医、カウンセラー等
- 2 校長は、校務を総括し、所属職員を監督する。
- 3 教頭は、校長を補佐し、校務を整理する。
- 4 前第2項及び第3項以外の教職員は、それぞれ校務を分掌する。

第7章 学校評議員

(学校評議員)

- 第26条 本校に学校評議員を置く
- 2 前項の学校評議員に関し必要な事項は、別に定める。

第8条 自己点検等及び情報提供

(自己点検等)

- 第27条 本校は、教育水準の向上を図り、本校の教育目標を実現するため、教育活動その他の学校運営の状況について自ら点検及び評価を行い、その結果を公表するものとする。
- 2 前項の点検及び評価を行うに当たっては、同行の趣旨に即し適切な項目を設定して行うものとする。

(情報提供)

- 第28条 本校は、本校の教育活動その他の学校運営の状況について、保護者等に対して積極的に情報を提供するものとする。

第9章 授業料、入学料、入学検定料等

(授業料、入学料、入学検定料)

- 第29条 本校の授業料、入学料（初年度）、入学検定料は次のとおりとする。

学 納 金	金 額 (円)
授業料 (1単位につき)	15,000 円
入学料	100,000 円
入学検定料	5,000 円
施設管理及び維持費	120,000 円/年
教材費	60,000 円/年
スクーリング費	別途 (宿泊費、交通費等が必要)

(納入及び納入の特例)

- 第30条 生徒がその在籍中は、出席の有無にかかわらず、授業料を所定の期日までに納入しなければならない。
- 2 前条に定める授業料等については、別に定める規定によりこれを減免することができる。

(滞納)

- 第31条 正当な理由がなく、かつ所定の手続きを行わずに授業料等を2ヶ月以上滞納し、そ

の後においても納入の見込みがないときは退学を命ずることがある。

(納入金の不返還)

第32条 第29条に規定する既に納入した授業料、入学料等は理由の如何を問わず返還しない。

- 2 前項の規定にかかわらず、入学手続を完了した者で、所定の期日までに所定の様式の入学辞退届け書を提出し、学納金の返還を申し出た者については、入学手続時に納めた納金を返還する。

(奨学制度)

第33条 生徒の家庭の経済状況により、文書により申し出があった者には、学校長は、初年度の学納金の一部を減免することができる。

- 2 在籍生徒の家庭の経済状況が変化した場合には、所定の書類の提出により学納金の一部を減免することがある。

(納付猶予)

第34条 生徒が、災害その他の止むを得ない事由により納付期限までに授業料等を納付することが困難と認められるときは、その前学期分又は後学期分について納付を猶予することができる。

- 2 前項の規定により納付の猶予の許可を受けようとする者は、事由を詳記した願い書を、納付期限の10日前までに、提出しなければならない。
- 3 前項により提出された願い書について、学校長は、その事由が適当であると認めた場合は、納付の猶予を許可する。

(協力校及び面接指導施設)

第35条 本校での学習の便を図るために、本校の施設以外に協力校及び面接指導施設を設けることができる。

- 2 協力校は本校の定めるところにより、面接指導及び試験等に協力するものとする。
- 3 協力校は次のとおりとする。

学校名	学校法人黄柳野学園 黄柳野高等学校
住 所	愛知県新城市黄柳野字池田663-1
教育区域	愛知県
定 員	10名

学校名	学校法人平和学園 アレセイア湘南高等学校
住 所	神奈川県茅ヶ崎市富士見町5番2号
教育区域	神奈川県
定 員	10名

第10条 職員会、事務局

(職員会)

第36条 本校の重要な事項を審議するため、職員会を置く。

- 2 職員会は、当該学校及びその附属施設の専任の教職員をもって構成する。
- 3 職員会には、当該学校及びその附属施設の専任の講師（技能教授者等）を加えるこ

とができる。

- 4 職員会は、次の事項を審議するとともに本校諸規則の規定によりその権限に属させられた事項を行う。
 - (1) 教育課程に関すること
 - (2) 生徒の入学、退学、休学等に関すること
 - (3) 生徒の厚生補導その他生徒の身上に関すること
 - (4) 教諭及び職員研修に関すること
 - (5) 諸規則の制定又は改廃に関すること
 - (6) その他当該学校及びその附属施設に関する重要事項
- 5 第4項の職員の任期等に関し必要な事項は、別に定める。

(附属施設)

第38条 本校に次に掲げる附属施設を置く

- (1) 宿泊・交流施設
 - (2) 附属農場及び演習林
- 2 附属施設にそれぞれ長を置き、本校の教諭をもって充てる。
 - 3 附属施設に関し必要な事項は、別に定める。

(事務組織)

第39条 第36条から前条までに規定する事務局、教務部及び生徒指導部の事務組織及び事務分掌については、別に定める。

(課外活動)

第40条 生徒の課外活動に関し必要な事項は、学校長が定める。

第11章 授業科目及び試験等

(試験)

第41条 試験は履修した科目について、その科目の進行に応じて適当な時期にこれを行う。

(成績の評価及び学力の認定)

第42条 成績評価は、絶対評価とする。

第12章 賞罰

(表彰)

第43条 生徒で他の模範となる者については、選考の上、表彰をすることができる。

(懲戒)

第44条 生徒がこの学則、その他本校の定める諸規定を守らず、その本分にもとる行為のあったときは、懲戒処分を行う。

- 2 学校長が、前項の懲戒につき必要があると認めたときは、懲戒委員会を設け審議しなければならない。
- 3 懲戒委員会の構成については、その都度学校長が定める。

(懲戒の種類、要件)

第45条 懲戒の種類は、訓告、停学及び退学とする。

- 2 懲戒は、次の各号の一に該当する者に対して行う。
- (1) 本学の規則に違反したとき
 - (2) 本学の秩序を乱したとき
 - (3) 本校生徒として品位をけがしたとき
 - (4) その他懲戒に値すると認められる行為のあったとき

附則

(施行日)

第1条 この学則は、平成20年4月1日から施行する。

(施行日)

第1条 この学則は、平成22年4月1日から施行する。

(施行日)

第1条 この学則は、平成22年10月1日から施行する。

(施行日)

第1条 この学則は、平成24年4月1日から施行する。

(施行日)

第1条 この学則は、平成25年4月1日から施行する。

(施行日)

第1条 この学則は、平成31年4月1日から施行する。

(施行日)

第1条 この学則は、令和3年4月1日から施行する。

(施行日)

第1条 この学則は、令和4年4月1日から施行する。

(施行日)

第1条 この学則は、令和5年4月1日から施行する。

(施行日)

第1条 この学則は、令和6年4月1日から施行する。

＜別表1＞教育課程及び授業時数等（各教科・科目及びその単位数）

2021年度までの入学生

教科	科目	区分	標準 単位数	規定 レポート 回数	規定 スクーリング 単位数時間
国語	国語総合	1科目必修	4	12	4
	国語表現		3	9	3
	現代文A	2科目選択必修	2	6	2
	現代文B		4	12	4
	古典A		2	6	2
	古典B		4	12	4
地理歴史	世界史A	1科目必修	2	6	2
	世界史B		4	12	4
	日本史A	1科目選択必修	2	6	2
	日本史B		4	12	4
	地理A		2	6	2
	地理B		4	12	4
公民	現代社会 倫理	「現代社会」又は 「倫理」・「政 治・経済」	2	6	2
	政治・経済		2	6	2
			2	6	2
数学	数学Ⅰ	必修	3	9	3
	数学Ⅱ		4	12	4
	数学Ⅲ		5	15	5
	数学A		2	6	2
	数学B		2	6	2
	数学活用		2	6	2
理科	科学と人間生活	科科基「 目目礎科 を又を学 3は付と 科基し人 目礎た間 を科生 付目活 しの」 た2と	2	6	8
	物理基礎		2	6	8
	物理		4	12	16
	化学基礎		2	6	8
	化学		4	12	16
	生物基礎		2	6	8
	生物		4	12	16
	地学基礎		2	6	8
	地学		4	12	16
保健体育	体育	必修	8	8	40
	保健	必修	2	6	2
芸術	音楽Ⅰ	1科目必修	2	6	8
	美術Ⅰ		2	6	8
	工芸Ⅰ		2	6	8
	書道Ⅰ		2	6	8
外国語	コミュニケーション英語基礎	1科目必修	2	6	8
	コミュニケーション英語Ⅰ		3	9	12
	コミュニケーション英語Ⅱ		4	12	16
	コミュニケーション英語Ⅲ		4	12	16
	英語表現Ⅰ		2	6	8
	英語表現Ⅱ		4	12	16
家庭	家庭基礎	1科目必修	2	6	8
	家庭総合		4	12	16
	生活デザイン		4	12	16
情報	社会と情報	1科目必修	2	6	8
	情報の科学		2	6	8
総合的な探究の時間		必修	6	18	18
課題探求学習		必修	20	40	40
特別活動		必修	36	—	36

＜別表２＞教育課程及び授業時間数等（各教科・科目及びその単位数） 2022年度以降入学生

教科	科目	区分	標準 単位数	規定 レポート 回数	規定 スクーリング 単位時間
国 語	現代の国語	必修	2	6	2
	言語文化	必修	2	6	2
	倫理国語	選択	4	12	4
	文学国語		4	12	4
	国語表現		4	12	4
	古典探求		4	12	4
地理歴史	地理総合	必修	2	6	2
	歴史総合	必修	2	6	2
	地理探究	選択	3	9	3
	日本史探究		3	9	3
	世界史探究		3	9	3
公 民	公共	必修	2	6	2
	倫理	選択	2	6	2
	政治・経済		2	6	2
数 学	数学Ⅰ	必修	3	9	3
	数学Ⅱ	選択	4	12	4
	数学Ⅲ		3	9	3
	数学A		2	6	2
	数学B		2	6	2
	数学C		2	6	2
理 科	科学と人間生活	「科学と人間生活」 「物理基礎」「生物基礎」「化学基礎」 「地学基礎」のうち 「科学と人間生活」 を含む2科目必修、 または「物理基礎」 「生物基礎」「化学基礎」 「地学基礎」 のうちから3科目必修	2	6	8
	物理基礎		2	6	8
	物理		4	12	16
	生物基礎		2	6	8
	生物		4	12	16
	化学基礎		2	6	8
	化学		4	12	16
	地学基礎		2	6	8
	地学		4	12	16
保健体育	体育	必修	8	8	40
	保健	必修	2	6	2
芸 術	音楽Ⅰ	1科目必修	2	6	8
	美術Ⅰ		2	6	8
	工芸Ⅰ		2	6	8
	書道Ⅰ		2	6	8
外 国 語	英語コミュニケーションⅠ	必修	3	9	12
	英語コミュニケーションⅡ	選択	4	12	16
	英語コミュニケーションⅢ		4	12	16
	倫理・表現Ⅰ		2	6	8
	倫理・表現Ⅱ		2	6	8
	倫理・表現Ⅲ		2	6	8
家 庭	家庭基礎	1科目必修	2	6	4
	家庭総合		4	12	8
情 報	情報Ⅰ	必修	2	6	2
	情報Ⅱ	選択	2	6	2
総合的な探究の時間		必修	6	18	6
課題探求学習		必修	20	40	20